資料1

医師法第16条の10に基づく
国への意見提出について

都道府県の意見を専門研修に反映させる制度について

医師法第16条の10

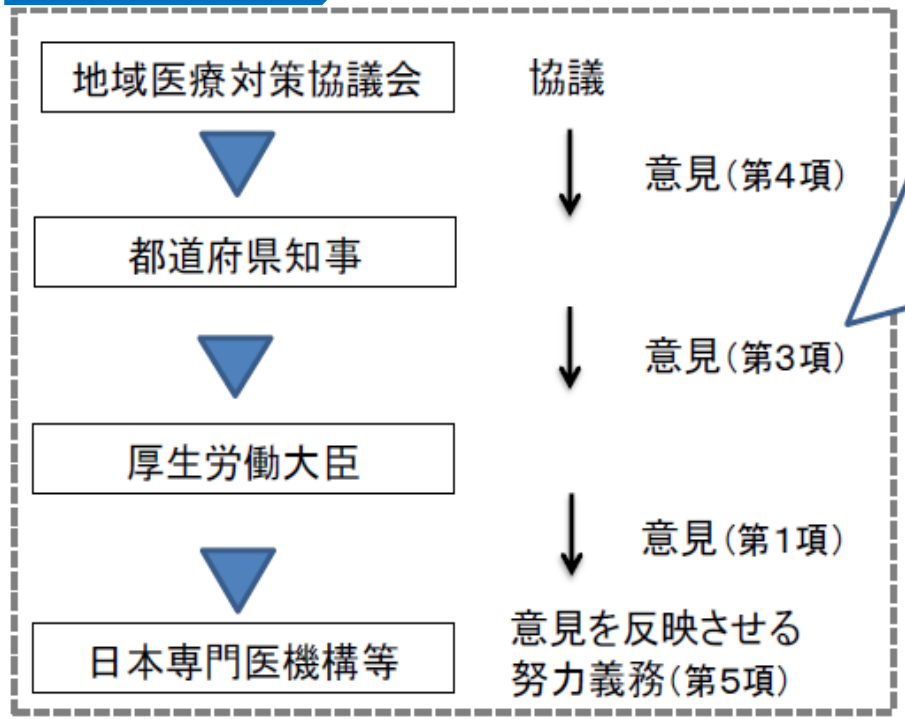

医師法第16条の10　医学医術に関する学術団体その他の厚生労働省令で定める団体は、医師の研修に関する計画を定め、又は変更しようとするとき（当該計画に基づき研修を実施することにより、医療提供体制の確保に重大な影響を与える場合として厚生労働省令で定める場合に限る。）は、あらかじめ、厚生労働大臣の意見を聴かなければならない。

2　（略）

3　厚生労働大臣は、第一項の規定により意見を述べるときは、あらかじめ、関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。

4　都道府県知事は、前項の規定により意見を述べるときは、あらかじめ、地域医療対策協議会の意見を聴かなければならない。

5　第一項の厚生労働省令で定める団体は、同項の規定により厚生労働大臣の意見を聴いたときは、同項に規定する医師の研修に関する計画の内容に当該意見を反映させるよう努めなければならない。

※厚生労働省の「専門医の在り方に関する検討会」報告書を受けて平成26年5月に設立され、新専門医の認定・更新基準や養成プログラム・研修施設の基準を作成し、専門医の認定と養成プログラムの評価・認定を統一的に実施する機関

●日本専門医機構が審査した医師の研修計画（＝専門医制度に基づく来年度開始の専門研修プログラム）について、県は地域の医療提供体制に与える影響という観点で地域医療対策協議会の意見を聴いた上で、国へ意見を提出（医療法第16条の10）

●本県では地域医療対策協議会に先立って、各専門研修基幹施設の意見を聴くために、専門研修協議会で事前に協議（7月27日開催）

【今回協議】医師法第16条の10に基づく国への意見提出について

医師の専門研修に関する協議について（R8.3.25付け厚労省より意見照会）（参考資料1参照）

【意 見 事 項】令和9年度専攻医募集におけるシーリング案に関すること。（資料2）

【確認事項①】内科、小児科、精神科、外科、整形外科、産婦人科及び麻酔科については、複数の基幹施設が置かれているか。

【確認事項②】診療科別の定員配置が県内の医師確保対策や偏在対策に資するものになっているか。

【確認事項③】プログラムの連携施設の設定、ローテーション及び採用人数が県の偏在対策に配慮されたものであるか。

【確認事項④】地域枠等の従事要件に配慮された研修プログラムとなっているか。

（資料4）

確認・協議していただきたい事項（本県では、事前に専門研修協議会において確認・協議を実施）

- 国へ提出が求められている【意見事項】について、協議会において意見案（たたき台）を協議
- 国への提出は、【意見事項】に限られていないため、その他の意見案（制度に関する要望等）についても協議

（資料6）

- 【確認事項①～④】について、県だけでなく専門研修協議会においても確認

地域医療対策協議会において確認・協議

令和9度研修開始の専攻医募集等のスケジュール

令和7年度第5回 医道審議会 医師分科会 医師専門研修部会
令和8年3月18日
資料 1-5

「令和7年度 第5回 医道審議会 医師分科会 医師専門研修部会」資料抜粋(厚生労働省) 赤字は実際のスケジュール状況

令和９(2027)年度専攻医募集に係る今後の進め方（案）

厚生労働省から県に意見照会(3月25日)

３月18日(本日)	・日本専門医機構によるシーリング(案)の提示 ⇒本部会の議論を踏まえ、都道府県知事に対し、意見の提出を依頼 ※プログラム情報は、６月下旬以降に日本専門医機構から都道府県に対して提供される見込み
夏～秋	・本部会において都道府県知事から提出された意見を踏まえ議論 ・大臣意見 ⇒各研修施設や学会は、厚生労働大臣の意見・要請を踏まえてプログラムを修正
11月	・募集開始（予定）

専門研修協議会(7月27日)
地域医療対策協議会(8月6日)
医師法第16条の10の規定
に基づく意見提出(8月18日〆)